

## 七尾市告示第153号

七尾市被災住宅耐震診断事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年7月5日

七尾市長 茶谷義隆

### 七尾市被災住宅耐震診断事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、七尾市（以下「本市」という。）における住宅の耐震改修の促進を図ることにより、地震発生時の倒壊等による被害を軽減することを目的として、住宅の耐震診断を行う者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、七尾市補助金交付規則（平成16年七尾市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 令和6年能登半島地震により被災し、罹災証明書により証明された被害の程度が一部損壊以上である一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(補助対象者及び補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、住宅の所有者（所有する予定の者を含む。ただし、所有者の親、配偶者、子等その他市長が補助対象者として不適切と認める者については、この限りではない。）又は居住者（居住する予定の者を含む。）とする。

2 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に存する住宅であること。
- (2) 現に居住の用に供している住宅又は補助事業の完了後速やかに居住の用に供する住宅であること。
- (3) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有する住宅でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、耐震診断に要する費用の3分の2に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、100,000円を上限とする。

(適用除外)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する建築物の耐震診断については、当該耐震診断に係る補助金を交付しない。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有している既存建築物の耐震診断
- (2) 他の補助制度による補助金その他これらに準ずるものの交付の対象となる既存建築物の耐震診断

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則に定める補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の内容及び経費の配分（様式第1号）
- (2) 事業計画の概要（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 位置図
- (5) 耐震診断費用の見積書の写し
- (6) 補助対象住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類
- (7) 住民票の写し

(耐震診断の実施)

第7条 補助対象者は、交付決定を受けたときは、速やかに耐震診断を実施し、予定の期間内に耐震診断が完了できるよう努めなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、耐震診断が完了したときは、規則に定める補助金実績報告

書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 耐震診断費用の領収書の写し

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。